

山 監 査 第 1 6 8 号
令和8年（2026年）2月16日

定期監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、下記のとおり公表する。

山陽小野田市監査委員 江 本 勝 一

山陽小野田市監査委員 藤 岡 修 美

記

1 措置の内容

別紙のとおり

令和7年度定期監査の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として講じた措置

【農業委員会】

[指摘事項 (1) 調定について]

令和7年4月17日に証明した耕作証明手数料(200円)の収入について、令和6年度分として処理したので令和7年度分に更正するため、令和7年4月17日付で令和7年度調定書及び収入金更正命令書を作成している。しかし、令和6年度の出納閉鎖後、収入金更正命令書は出納室での審査が未了であったため、令和7年度の収入を令和6年度の収入として確定し、令和7年度の調定分は未納となっている。

地方自治法第208条では「会計年度独立の原則」として「普通地方公共団体の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わり、各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない。」とされており、令和7年度の収入を令和6年度の収入として確定することは、この原則に反するものである。関係部署に確認され適正に処理されたい。今後は、財務に関する事務の重要性を認識し、チェック体制を構築し適正な財務会計の執行に努められたい。

[改善措置]

指摘事項を重く受け止め、以下のとおり改善いたします。

令和7年度の減額調定書の作成及び収入金更正命令書を取り消します。

その他、今後は再発防止のため、各種調書作成時及び決裁時には十分注意し、また、財務会計システムにより随時確認します。なお、出納閉鎖時も同様に十分な確認作業を遺漏のないよう行います。